

# 第6期 郡山市障がい者福祉プラン

— 概要版 —



11 住み続けられるまちづくりを

5 ジェンダー平等を実現しよう

1 貧困をなくそう

3 すべての人に健康と福祉を

10 人や国の不平等をなくそう

9 産業と雇用創出の促進を図ろう

4 質の高い教育をみんなに

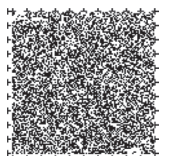
17 パートナシップで目標を達成しよう

16 平和と公正をすべての人に

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

郡山市は「SDGs 未来都市」として持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みを推進しています。

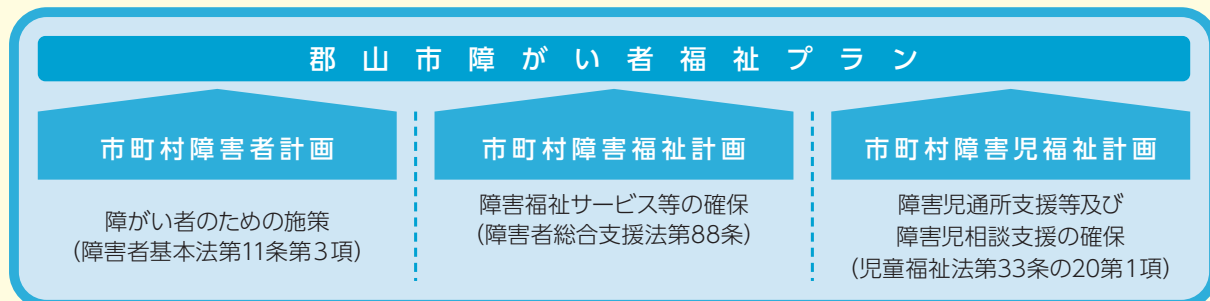
8 働きがいのある経済を実現しよう





## 計画の性格

「郡山市障がい者福祉プラン」は、下記の3つの計画を併せて、障がい福祉全般を網羅する総合的な計画として策定した計画です。また、障害者文化芸術活動推進法第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」及び読書バリアフリー法第8条に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての性格も併せ持ちます。



## 計画の期間

2024 (令和6) 年度から2026 (令和8) 年度までの**3年間**の計画です。



構成	名称	年度											
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
障害者計画	郡山市障がい者福祉プラン	第3期			第4期			第5期			第6期		
障害福祉計画													
障害児福祉計画													

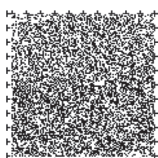
## 基本理念と計画の位置づけ

### 基本理念

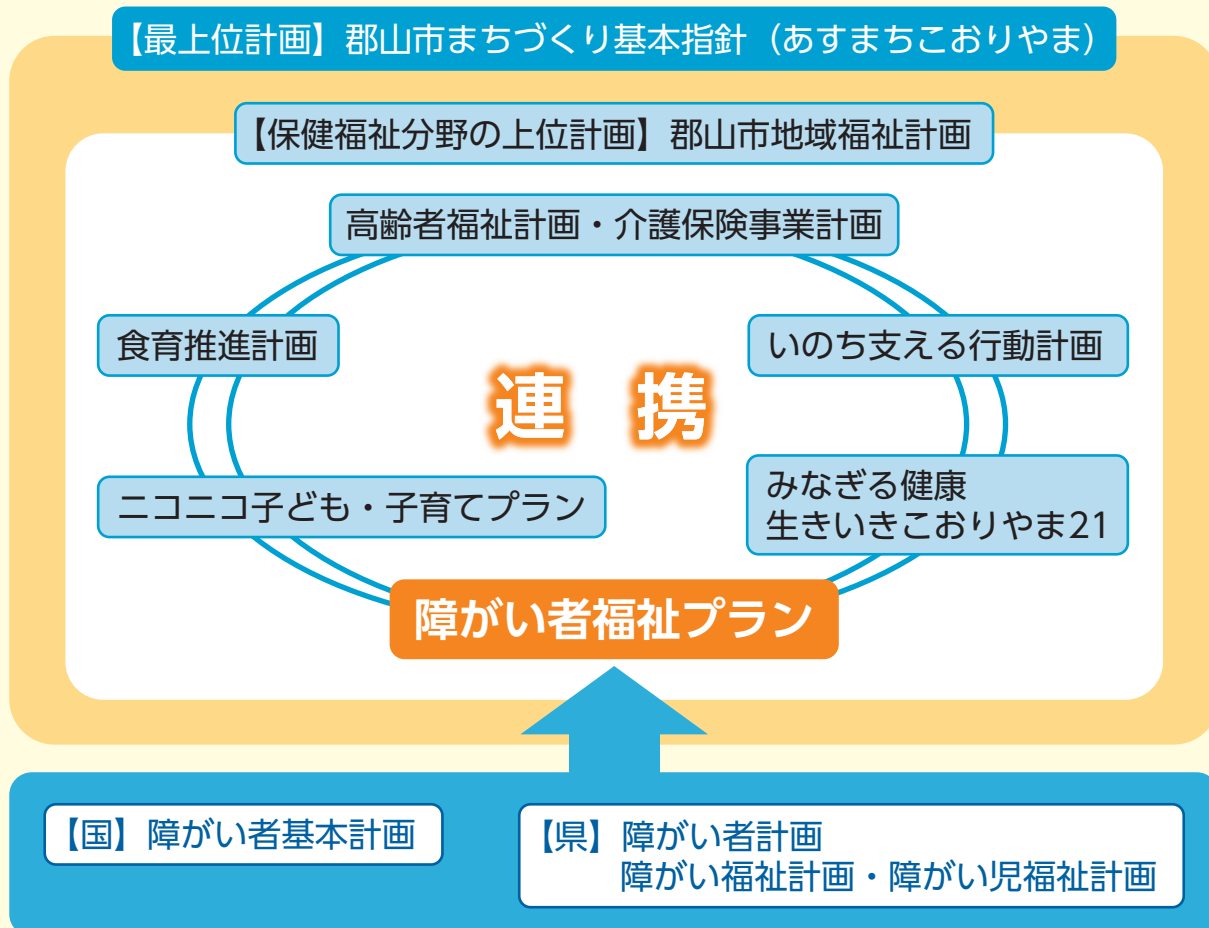
しょう ひと ひと たが そんなちよう ささ あ しょう しゃ  
 障がいのある人もない人も、互いに尊重し支え合い、障がい者が  
 ちいき あんしん く だれ と のこ  
 地域で安心して暮らすことのできる誰ひとり取り残されない  
 きょうせいしゃかい じつげん  
 『共生社会』の実現

### 計画の位置づけ

本計画は、国の「第5次障害者基本計画」及び「第5次福島県障がい者計画」などと整合性を図りながら、本市の最上位計画である「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」の部門別計画である「郡山市地域福祉計画」に連なる個別計画として、障がい福祉全般を網羅する総合的な計画として策定する計画です。



【関係図】



計画の推進に必要な視点



SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、互いに支え合える持続可能なまちづくりを推進

ICTの活用

障がい者が円滑に情報を取得・利用することにより、意思表示やコミュニケーションが可能  
DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、社会のバリアフリー化を推進

こおりやま  
広域連携  
中枢都市圏

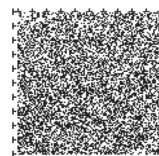
多様なネットワークによる機能分担や各種サービスの整備  
「第5次福島県障がい者計画」、「第7期福島県障がい福祉計画・第3期福島県障がい児福祉計画」との連携

気候変動

災害や気温上昇等により起こりえる事故等を予測し、未然に防止する取り組みや発生時の対策を推進

Well-being

多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる「well-being（ウェルビーイング）」の視点を取り入れ、地域で安心して暮らすことのできる共生社会を推進



# 障がい者の状況と課題



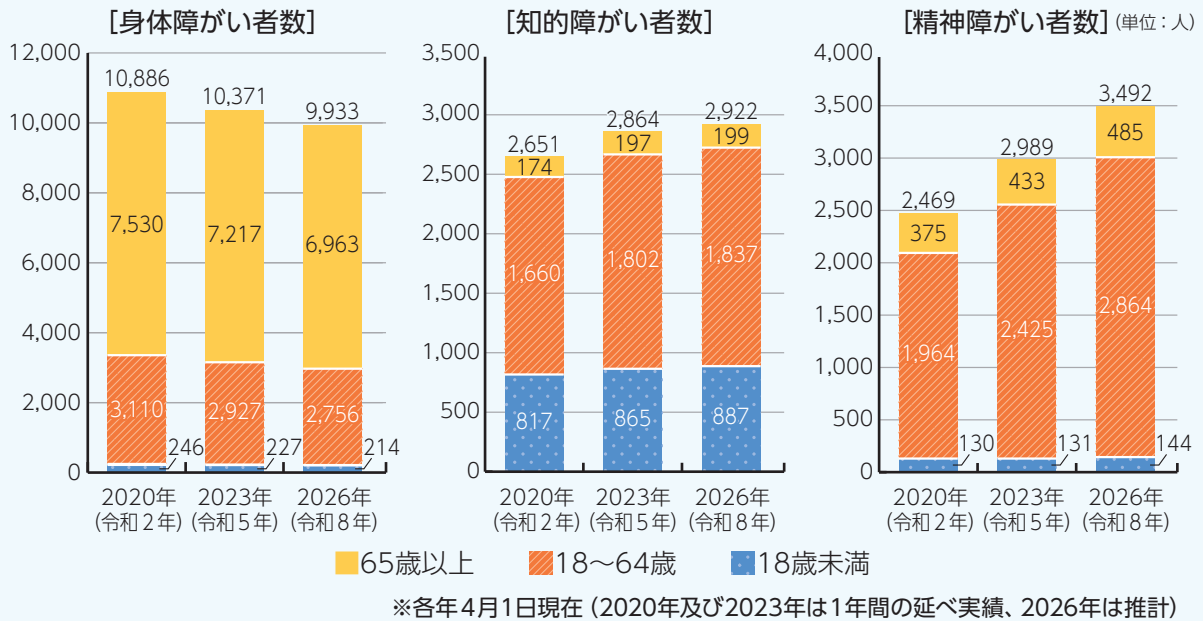
## 1 障がい者数

障がい者の数は、年々増加傾向にあります。

障がい種別に見ると、身体障がい者数は、どの年代も減少傾向ではあるものの、全体の所持者数のうち65歳以上の高齢者が占める割合はやや増加しており、高齢化の傾向がみられます。

知的障がい者数は、すべての年齢層で増加しており、今後も増加するものと予想されます。

精神障がい者数においても、すべての年齢層で増加しており、中でも18歳から64歳の伸び率が大きくなっております。

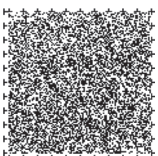
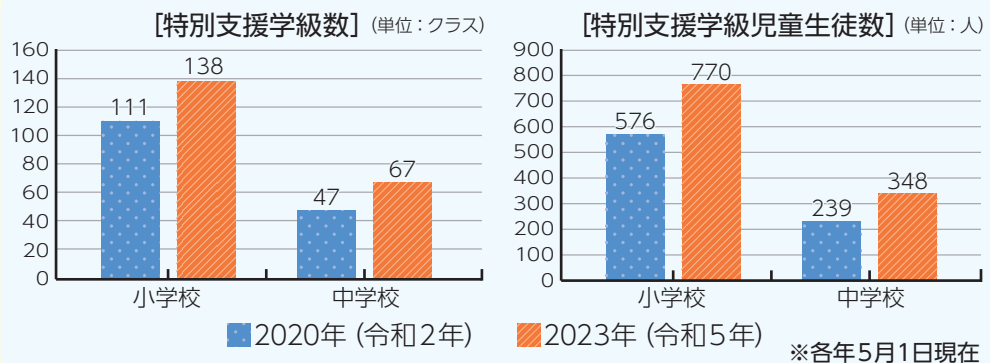


## 2 市内小中学校の特別支援学級数及び児童数

2020年と2023年の小中学校の特別支援学級数及び特別支援学級児童数を比較しました。特別支援学級数は、3年間で小学校が約1.24倍、中学校では約1.42倍に増えています。

また、特別支援学級の児童数は、3年間で小学校が約1.33倍、中学校では約1.45倍に増えています。

支援を必要としている子どもの数が増えているため、教育・療育の分野の施策を充実させることが必要だと考えられます。



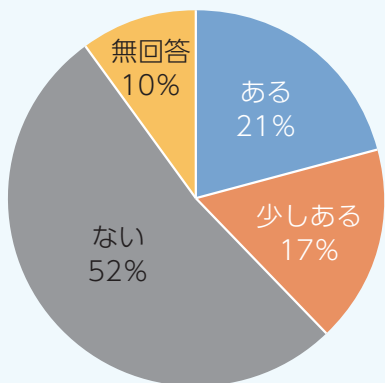


### 3 障がい者のニーズ

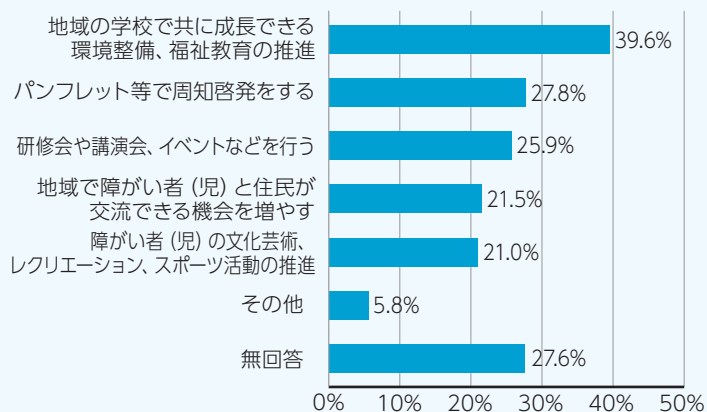
2022 (令和4) 年度に、アンケート調査を実施しました。

◆障がいにより、約40%の方が差別や嫌な思いをした経験がある、と答えています。

差別や嫌な思いをした経験の有無

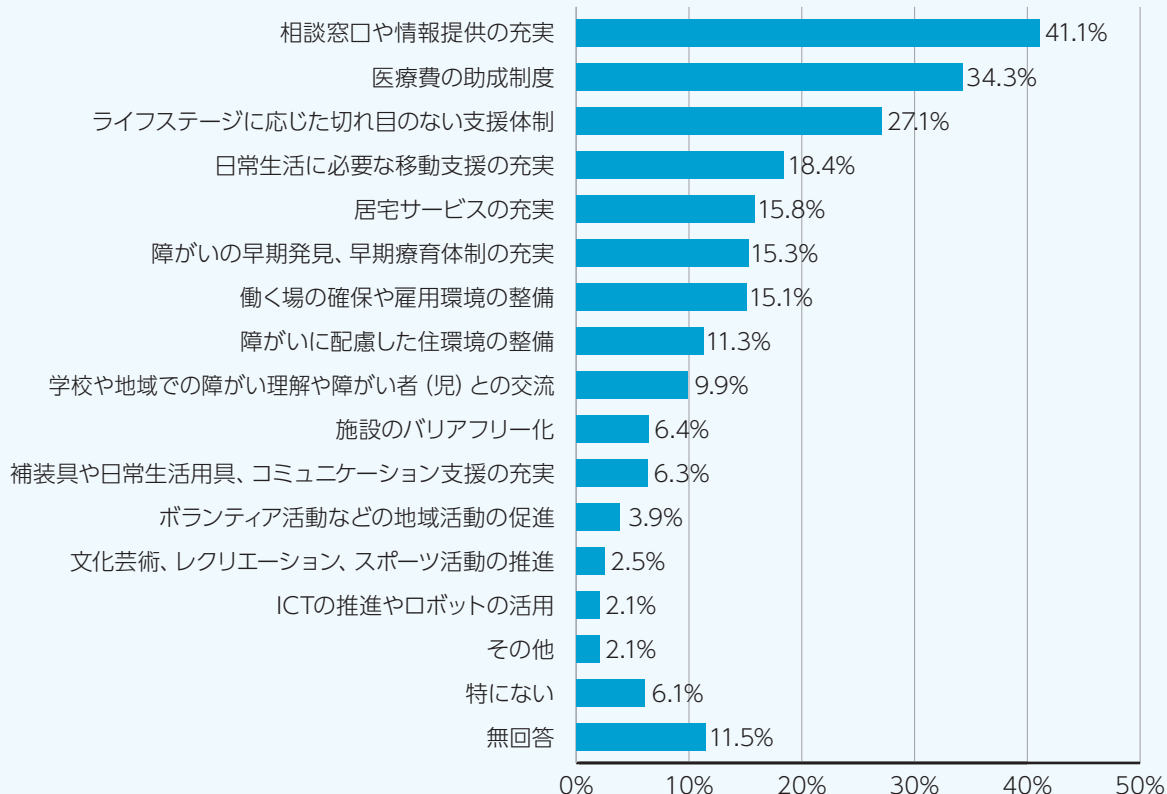


差別解消のために必要な取組み (複数回答)



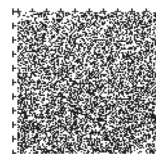
◆医療費の助成のほか、情報提供や在宅福祉サービスの充実、ライフステージに応じた切れ目のない支援等が必要とされています。

必要だと思う障がい福祉施策 (複数回答)



心身障がい者台帳に登載されている当事者の方及び市内の障がい福祉サービス事業所の中から無作為に対象を抽出しました。

抽出数：(当事者) 4,000人、回答者数：2,030人  
(事業所) 208事業所、回答数：163事業所



## 基本目標

障がい者の状況を踏まえ、4つの基本目標を掲げました。

これらの目標を達成するために、具体的な施策と取組みを展開します。

1

障がい者の自立と社会参加を支えるため、ニーズや障がい特性等に応じた生活支援の充実を図り、共に支え合えるまちづくりを推進します。

2

子どもの健やかな発達のため、包容(インクルージョン)の視点から重層的支援体制の構築と教育システムの充実を推進します。

3

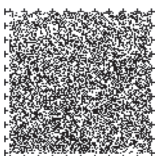
「障害者基本法」に基づき、ソフト・ハードの両面にわたり社会全体におけるバリアフリーに取り組み、ノーマライゼーション社会を推進します。

4

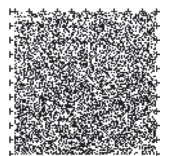
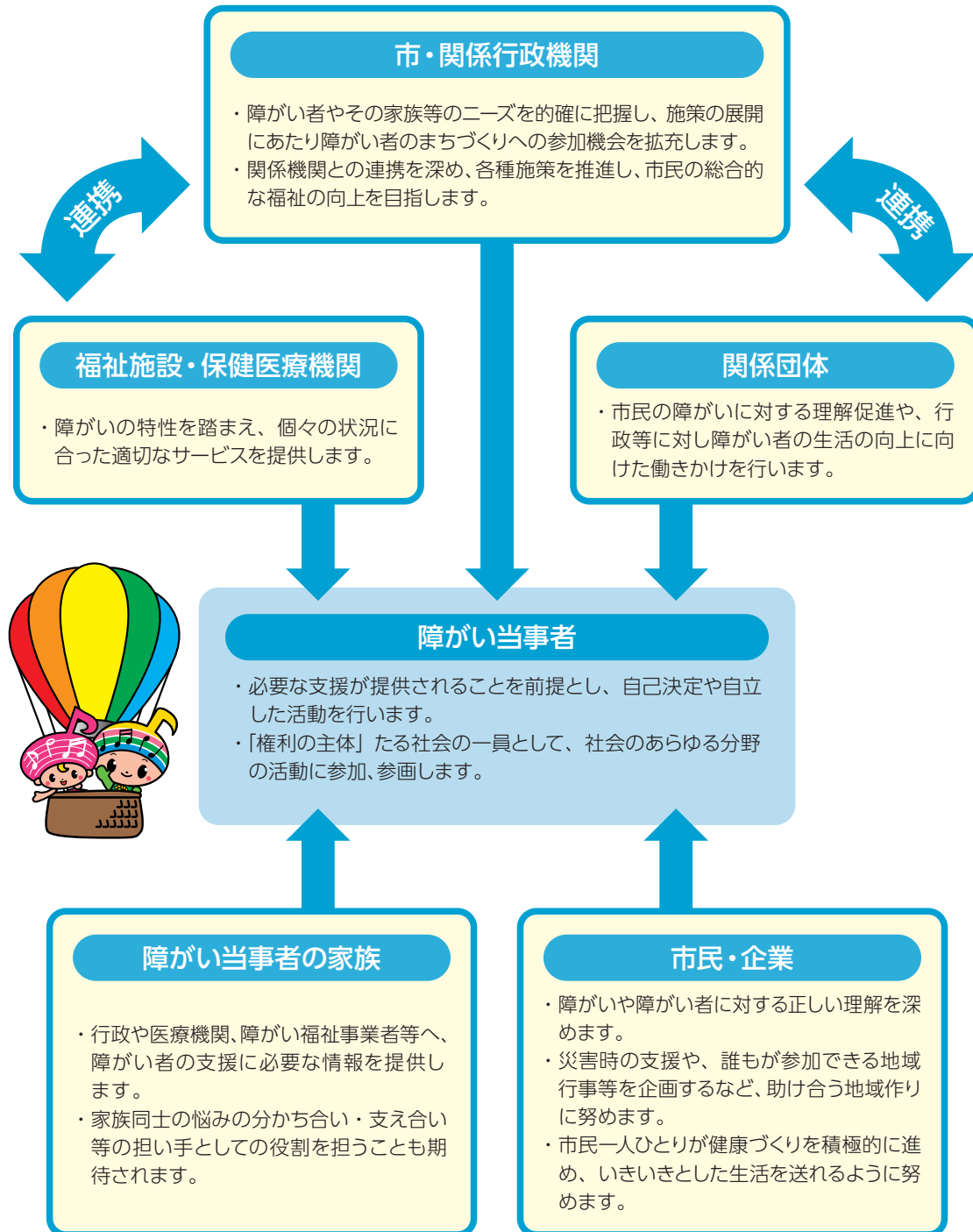
セーフコミュニティの理念を踏まえ誰もが地域の中で安心して生活できる誰ひとり取り残されないまちづくりを推進します。

## 第6期郡山市障がい者福祉プランにおける主な施策と実施主体マトリクス

対象・実施主体	＜生活支援＞ 地域で生活しやすいまちづくり	＜雇用・就業＞ 経済的な自立に向けた就労支援の充実	＜スポーツ・文化・国際交流＞ 社会参加の促進	＜保健・医療＞ 予防と健康	＜療育・教育・育成＞ ライフステージに応じた支援体制の充実	＜啓発・広報＞ こころのバリアフリーとICTの活用	＜生活環境＞ セーフコミュニティに基づく安全・安心のまちづくりの推進
障がい当事者 及びその家族 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共助・公助サービスの利用等による日常生活・社会生活における自立</li> <li>・ 社会活動への参加</li> <li>・ 疾病の予防と健康管理</li> <li>・ 有効な資源の活用</li> </ul>						
障害福祉サービス事業所・関係団体 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービスの提供</li> <li>・ 福祉人材の確保</li> <li>・ 相談支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者雇用の促進</li> <li>・ 農福連携</li> <li>・ 授産事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア団体によるイベントの開催や参加促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策</li> <li>・ 依存症対策</li> <li>・ 各種制度の利用支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てサポートブック、医療的ケア児等生活支援調整の手引きの活用</li> <li>・ 交流及び交流学習</li> <li>・ 関係機関連携による重層的支援体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者差別解消法の理解</li> <li>・ 障がい者と地域の交流</li> <li>・ ヘルプマークの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者の支援</li> <li>・ おもいやり駐車場</li> </ul>
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重層的支援体制整備事業の活用</li> <li>・ 重度化・高齢化への対応</li> <li>・ 障害福祉サービス量の調整</li> <li>・ 意思疎通支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者雇用に関する各種助成制度周知</li> <li>・ 共同受注体制の構築</li> <li>・ 優先調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者の相互理解の啓発</li> <li>・ 障がい者のイベントへの参加促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種健康診査</li> <li>・ 医療費助成</li> <li>・ 精神障がい者、難病患者等の家族への支援</li> <li>・ 重症心身障害(児)、医療的ケア児(者)への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インクルーシブ教育システムの推進</li> <li>・ きょうだい児、ヤングケアラーへの配慮</li> <li>・ ICT等を活用した学習環境の整備</li> <li>・ 教職員研修</li> <li>・ 障害児通所支援のサービス量の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクセシビリティに配慮した情報提供</li> <li>・ 音声コードの活用</li> <li>・ 差別に関する相談への対応、事例共有</li> <li>・ 成年後見制度</li> <li>・ 障がい者虐待防止センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設・市道等のバリアフリー化</li> <li>・ 福祉避難所</li> <li>・ 適切な災害情報の伝達</li> <li>・ 障がい特性に配慮したハザードマップサイトの活用</li> </ul>



## 包括的支援体制の構築



基本理念

障がいのある人もない人も、互いに尊重し支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる誰ひとり取り残されない『共生社会』の実現

基本目標

障がい者の自立と社会参加を支えるため、ニーズや障がい特性等に応じた生活支援の充実を図り、共に支え合えるまちづくりを推進します。



子どもの健やかな発達のため、包容(インクルージョン)の視点から重層的支援体制の構築と教育システムの充実を推進します。



「障害者基本法」に基づき、ソフト・ハードの両面にわたり社会全体におけるバリアフリーに取り組み、ノーマライゼーション社会を推進します。



セーフコミュニティの理念を踏まえ誰もが地域の中で安心して生活できる誰ひとり取り残されないまちづくりを推進します。



計画の構成

第1節 生活支援

地域で生活しやすいまちづくり

第2節 雇用・就業

経済的な自立に向けた就労支援の充実

第3節 スポーツ・文化・国際交流

社会参加の促進

第4節 保健・医療

予防と健康

第5節 療育・教育・育成

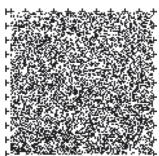
ライフステージに応じた支援体制の充実

第6節 啓発・広報

こころのバリアフリーとICT等の活用

第7節 生活環境

セーフコミュニティに基づく安全・安心のまちづくりの推進





## 施策目標

## 具体的な取組み内容

- 第1 地域共生社会の実現
- 第2 地域福祉の推進
- 第3 在宅福祉の充実
- 第4 施設福祉の充実と地域移行の推進
- 第5 福祉サービスの質の向上

- **医療的ケア児等コーディネーター**を中心とした関係機関との連携体制の充実・強化
- **地域生活支援拠点**等の機能の充実・連携体制の強化
- 精神障がい者にも対応した**地域包括ケアシステムの構築**
- 複合的かつ多様な生活課題に対応するため、様々な機関の協働による包括的な支援体制（**福祉まるごと相談窓口**）の推進
- ICTを活用した聴覚障がい者の意思疎通支援の充実
- 福祉サービスの質の向上のため、障害者自立支援システムの審査結果の分析、共有を推進

- 第1 雇用の促進と職場定着の支援
- 第2 就業機会の拡大
- 第3 福祉的就労の促進

- 障がい者の就労へのニーズを踏まえた関係機関との連携や相談支援体制の充実、強化
- 障がいの特性に応じた**多様・柔軟な働き方の推進**
- **農業と福祉の連携（農福連携）**による障がい者の農業分野での就労支援の促進
- 専門技術に関する指導・助言の強化や**共同受注体制の構築**により、福祉的就労の質を向上

- 第1 スポーツ・レクリエーション活動の充実
- 第2 文化・芸術活動の充実
- 第3 国際交流の促進

- 障がい者スポーツ・レクリエーションへの参加・交流の促進（郡山シティーマラソン大会、ふれあいピック等）
- 障がい者主体の文化・芸術活動、学習活動への支援

- 第1 障がいの早期発見と早期治療の推進
- 第2 医療の充実
- 第3 精神保健・難病対策の推進
- 第4 保健・医療・福祉の連携

- 障がいの早期発見・早期対応のため、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査の実施
- 精神疾患の患者や精神障がい者、難病患者等の方及び家族の支援強化
- 関係機関との連携強化等による**依存症対策の推進**
- QOLの維持向上に必要な適切なリハビリテーション提供のため、関係機関との連携の強化
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとした**感染症対策の推進**

- 第1 重層的な障がい児支援体制の構築
- 第2 教育施策の充実
- 第3 切れ目のない療育・教育体制の確立
- 第4 生涯学習施策の充実

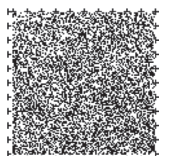
- **医療的ケア児等コーディネーター**を中心とした関係機関との連携体制の充実・強化
- 障がいのある子どもとない子どもが、可能な限り共に教育を受けられるように配慮する「**インクルーシブ教育システム**」の推進
- 福祉に関する教育の充実により、児童生徒の障がい者への理解の促進
- ICT等を活用した学習環境の整備の推進
- **重症心身障害児の支援を含めた障害児通所支援事業の充実**

- 第1 ICT等の活用による情報の利用しやすさの推進
- 第2 理解とふれあいの促進
- 第3 地域における交流の促進

- 関係機関とのネットワークを活用した「障害者差別解消法」の普及の取組や広報・啓発、差別に関する相談等の迅速な対応及び事例集積、共有化
- アクセシビリティに配慮した、**点字や音声、手話や文字などによる情報提供方法の充実**（点字広報・声の広報・音声コードを貼付した封筒・手話や字幕テロップによるテレビ放映・インターネット等）
- 障がい者と地域との交流の促進（保健福祉フェスティバル・障がい者作品展等）

- 第1 ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進
- 第2 安全・安心のまちづくりの推進
- 第3 住環境の整備促進

- 市民の利用する公共施設等の、バリアフリー及びユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備（スロープ、手すり、バリアフリートイレ、視覚障がい者誘導用ブロック等）
- 避難場所に指定されている小・中・義務教育学校、公民館など、施設の整備や改修に併せたバリアフリー化
- 災害時の安全確保のため、**避難行動要支援者・避難支援制度の整備**
- 障がい特性に配慮した**適切な災害情報の伝達体制の整備及び防災意識の向上**



## 数値目標



障がい者の自立支援のための目標を設定しています。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行者数

福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後グループホーム、一般住宅等に移行する者の数値目標を、これまでの本市の状況を踏まえて設定します。

項目	2023年3月31日時点の 全施設入所者数	考え方	数値目標 2026年度
地域生活移行者数	197人	2023年3月31日時点の 入所者数の6.1%	12人
削減見込	197人	2023年3月31日時点の 入所者数の5.1%	10人

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、以下の活動指標を設定します。

項目 (保健、医療及び福祉関係者による協議の場に関する活動指標)	実績 2022年度	2026年度 見込
協議の場の開催回数	4回	4回
協議の場への関係者の参加者数	66人	延べ40人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回

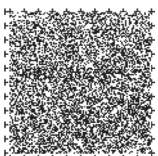
項目 (活動指標)	実績 2022年度	2024年度 見込	2025年度 見込	2026年度 見込
精神障がい者の地域 移行支援の利用者数	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の地域 定着支援の利用者数	6人	5人	6人	7人
精神障がい者の共同 生活援助の利用者数	195人	195人	200人	205人
精神障がい者の自立訓 練(生活訓練)の利用者数	—	10人	11人	12人
精神障がい者の自立 生活援助の利用者数	11人	30人	32人	34人

### 3 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の中心となる地域生活拠点施設等の充実のため、コーディネーター及び地域生活支援拠点施設の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討します。

項目	考え方	数値目標 2026年度末
コーディネーターの配置人数	2026年度末までに1名以上確保	1人
検証・検討回数	年1回以上検証及び検討	年1回



#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、2026（令和8）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

また、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、それぞれ2026（令和8）年度中に一般就労に移行する者の目標値を併せて設定します。

さらに、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

##### 【福祉施設から一般就労への移行者数】

項目	実績 2021年度	考え方	数値目標 2026年度
一般就労移行者数	32人	2021年度に 一般就労した者の1.25倍	40人

##### 【事業ごとの一般就労への移行者数】

項目	実績 2021年度	考え方	数値目標 2026年度
就労移行支援事業 移行者数	28人	2021年度に 一般就労した者の1.4倍	39人
就労継続支援A型事業 移行者数	1人	2021年度に 一般就労した者の2.0倍	2人
就労継続支援B型事業 移行者数	3人	2021年度に 一般就労した者の1.3倍	4人

##### 【一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所】

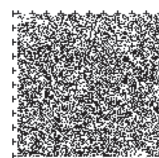
項目	一般就労支援事業所数 (2026年度目標値)	考え方	数値目標 2026年度
一般就労移行者が5割 以上になる就労移行支 援事業所数	13か所	2026年度の就労移行 支援事業所数の 見込みの53.8%	7か所

##### 【一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数】

項目	実績 2021年度	考え方	数値目標 2023年度
一般就労移行者のうち 就労定着支援事業利用者数	14人	2021年度に就労定着支援 事業を利用した者の3.4倍	48人

##### 【就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数】

項目	就労定着支援事業所数 (2026年度見込)	考え方	数値目標 2026年度
就労定着率が7割以上 になる就労定着支援事業所数	8か所	2026年度の就労定着支援事 業所数の見込みの37.5%	3か所



## 5 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援事業所を確保します。

また、医療的ケア児や重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように主に重症心身障がい児を支援する事業所を確保します。

### 【保育所等訪問支援事業所の整備】

項目	支援事業所数 (2022年度)	数値目標 2026年度末
保育所等訪問支援事業所数	5か所	7か所

### 【主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保】

(参考)

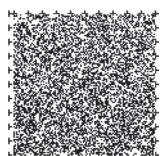
項目	実績 2022年度	事業所数 2026年度見込	医療的ケア児対応 事業所数 (2022年度末)
児童発達支援事業所	2か所	4か所	4か所
放課後等デイサービス事業所	3か所	6か所	4か所

## 6 相談支援体制の充実・強化

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援体制を強化するため、基幹相談支援センターによる以下の見込みを設定します。

項目	実績 2022年度	2024年度 見込	2025年度 見込	2026年度 見込
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	257回	265回	275回	280回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	636回	650回	665回	686回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2,021回	2,045回	2,070回	2,100回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	14回	14回	15回	16回
主任相談支援専門員の配置人数	3人	3人	3人	3人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	8回	9回	10回
	参加事業者・機関数	101か所	101か所	107か所
協議会の専門部会	設置数	4部会	4部会	4部会
	実施回数	13回	15回	17回



## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

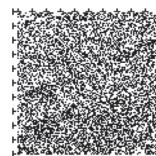
利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、以下の取組を実施する体制を構築します。

項目		実績 2022年度	2026年度 見込
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数		6人	10人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有
	共有実施回数	1回	1回

## 8 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、以下の活動指標を設定します。

項目 (活動指標)		実績 2022年度	2024年度 見込	2025年度 見込	2026年度 見込
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数	56人	69人	76人	85人
	実施者数	16人	17人	18人	19人
ペアレントメンターの人数		2人	3人	4人	5人
ピアサポートの活動への参加人数		25人	26人	27人	28人





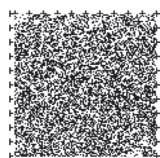
## 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込量

障害福祉サービス・障害児通所支援等を提供するための体制を計画的に確保するため、見込量を設定します。

※1月あたりの見込量

(相談支援及び障害児相談支援については年間の見込量とする)

区分	単位	2022年度 (実績)	2023年度 (実績見込)	2024年度	2025年度	2026年度
(1)訪問系						
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	13,337	12,139	15,248	16,818	18,688
	人分	586	528	573	578	585
(2)日中活動系						
①生活介護	人日分	11,681	13,814	11,077	11,085	11,094
	人分	730	742	747	755	764
うち重度障害者	人分			5	5	5
②自立訓練(機能訓練)	人日分	0	50	18	18	18
	人分	0	7	1	1	1
③自立訓練(生活訓練)	人日分	823	1,200	775	764	753
	人分	52	125	47	44	41
④就労選択支援	人日分	—	—	—	10	10
	人分	—	—	—	1	1
⑤就労移行支援	人日分	1,417	951	1,692	2,097	2,597
	人分	89	128	129	171	227
⑥就労継続支援(A型)	人日分	1,475	1,571	1,571	1,571	1,571
	人分	78	102	102	102	102
⑦就労継続支援(B型)	人日分	12,942	10,622	12,918	13,976	15,216
	人分	733	789	789	836	891
⑧就労定着支援	人分	14	40	40	40	48
⑨療養介護	人分	42	39	45	47	50
⑩短期入所(医療型) ※児童除く	人日分	0	10	20	20	20
	人分	0	3	6	6	6
うち重度障害者	人分			6	6	6
⑪短期入所(福祉型) ※児童除く	人日分	710	820	901	990	1,088
	人分	198	251	276	304	335
うち重度障害者	人分			5	5	5



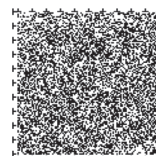


区分	単位	2022年度 (実績)	2023年度 (実績見込)	2024年度	2025年度	2026年度
(3)居住系						
①自立生活援助	人分	16	35	44	45	47
②共同生活援助 (GH)	人分	338	358	362	382	402
うち重度障がい者	人分			3	3	3
③施設入所支援	人分	197	218	188	182	176
(4)相談支援						
①計画相談支援	人分/年	1,914	1,761	1,968	2,023	2,080
②地域移行支援	人分/年	0	4	2	2	2
③地域定着支援	人分/年	8	5	7	7	7
(5)障害児支援						
①児童発達支援	人日分	3,774	3,160	3,652	4,370	5,112
	人分	421	400	415	491	568
②医療型児童発達支援	人日分	26	33	30	30	30
	人分	10	7	9	9	9
③放課後等デイサービス	人日分	7,660	7,060	7,060	7,060	7,773
	人分	758	763	763	763	772
④保育所等訪問支援	人日分	47	110	64	66	69
	人分	209	120	46	47	49
⑤居宅訪問型児童発達支援	人日分	3	69	2	2	2
	人分	1	3	1	1	1
⑥障害児相談支援	人分	733	846	850	860	870
⑦医療的ケア児等コーディネーター	人	1	1	2	2	2
⑧保育所の利用を必要とする障がい児数	人日分	547	596	2,470	2,720	3,020
	人分	65	89	247	272	302
⑨認定こども園の利用を必要とする障がい児数	人日分	47	50	330	420	510
	人分	5	6	33	42	51
⑩放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数	人日分	363	442	2,620	2,950	3,280
	人分	76	118	262	295	328
⑪短期入所 (医療型) ※児童のみ	人日分	6	19	23	27	30
	人分	8	8	10	11	13
⑫短期入所 (福祉型) ※児童のみ	人日分	34	188	196	227	263
	人分	17	118	133	167	210

※単位の「人日分」とは、「利用者数×1か月あたりのサービス利用日数」。

※「重度障がい者」とは、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する者や医療的ケアを必要とする者。

※これまでの実績や障がい者のニーズ等を勘案し、見込量を算出しています。



## 福祉の相談窓口



### 1 障がい者支援に関する窓口

#### 相談支援事業所

障がい者、障がい児とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、各種相談業務や情報提供を行っています。相談内容は、障がいや日常生活に関すること、福祉制度の利用などについてです。

	事業所名	所在地	電話番号	運営主体
1	自立生活センターオフィスIL	西ノ内二丁目11-15	934-0118	(NPO法人) あいえるの会
2	コスモスクラブ	御前南五丁目58	973-7311	(社会福祉法人) 郡山コスモス会
3	郡山市障害者福祉センター	香久池一丁目15-15	934-0018	(社会福祉法人) 郡山市社会福祉事業団
4	コンサル	安積四丁目3-1	945-1100	(NPO法人) アイ・キャン
5	ふっとわーく	小原田二丁目4-7	941-0570	(社会福祉法人) ほっと福祉記念会
6	ecco (エッコ)	安積町笹川字経坦52	937-2195	(社会福祉法人) 安積愛育園
7	指定特定・障害児相談支援事業所	朝日一丁目29-9	983-8311	(社会福祉法人) 郡山市社会福祉協議会

#### 郡山市障がい者基幹相談支援センター (所在地：郡山市朝日一丁目29-9 郡山市総合福祉センター内)

地域の障がい者相談の拠点となるべく、相談支援事業所及び相談員のサポートや地域全体の課題解決を行います。(市民の方からの個別の相談については、上記7か所の相談支援事業所が対応します。)

### 2 福祉まるごと相談窓口

福祉に関するあらゆる相談について、相談支援機関と相談者をつなぎ、課題解決をお手伝いします。

中央・湖南・熱海エリア担当	Tel 924-3822	郡山市役所保健福祉総務課内
北東エリア担当	Tel 954-3211	芳賀・小原田高齢者あんしんセンター内併設
南西エリア担当	Tel 945-2778	安積高齢者あんしんセンター内併設



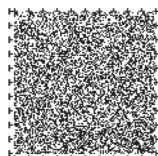
表紙、裏表紙は、令和5年度郡山市障がい者作品展において展示された作品の中から、掲載しています。  
表紙「Abukuma ゲルニカプロジェクト～世界平和を願って～」  
福島県立あぶくま支援学校 高等部 3年1組共同制作作品  
裏表紙「超巨大あかべこ、あぶべこ」  
福島県立あぶくま支援学校 中学部 3学年共同制作作品

#### 第6期 郡山市障がい者福祉プラン<<概要版>>

2024年(令和6年)3月

発行：郡山市 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

保健福祉部障がい福祉課 Tel: 024-924-2381 FAX: 024-933-2290  
E-mail: shougaifukushi@city.koriyama.lg.jp  
保健所保健・感染症課 Tel: 024-924-2163 FAX: 024-934-2960  
E-mail: hokenkansen@city.koriyama.lg.jp



この印刷物は、環境にやさしいFSC®認証紙と  
植物油インキ、UDフォントを使用しています。

紙へリサイクル可

